

従業員代表ハ前記ノ如ク會社トノ安成成立スルヤ同日午後八時ヨリ府下電中町六ノ三三所在同會社々宅ニ於テ一紙従業員ニ對シ會見願末ヲ報告ニ同十一時散會ニシ

右及申(通)報候也

別記

運賃率ノ分

- 一 日給増額ノ件
運輸仕事員一律ニ日給金九錢ノ増額ヲナシ初任給ヲ日給金五圓六十錢トス
- 一 時間短縮ノ件
現在當會社ヨリ營業成績優良ナル同業會社ノ大部令八十時間制ナルミナラス最近某會社ノ如キ九時間制ヲ十時間制ニ延長シタル例モアリ唯當會社ノミ短縮スルハ尙早ナリト認ム故テ現行ノ通りトス尤モ「ダイヤ」ニ「サークル」ヲ設テ乗務員ノ業務時間ニ十分ヲ支給スルモノトス但シ十四時間勤務ハ他同業會社ノ實施勤務時間ヲ参照シテ漸次緩和ノ方法ヲ講スルモノトス
- 一 時間外勤務ニ関スル件
時間外勤務四時間迄ハ一時間ニ對シ日給一步ノ割四時間ヲ超過スル一時間ニ對シ日給一步五厘ノ割ヲ以テ支給スルモノトス
- 一 公出勤務ニ関スル件
成績良好ナル他ノ會社ガ全部實施ノ場合ハ實施スベシ
- 一 退職手当支給ノ件
在職年限トス(從業例ハ在職年限勤務年限何レニヨリテ計算スルヤラ質問ニ付タルニ因ル)
- 一 技能賞増額ニ関スル件
他會社ノ實例ヲ調査シタルニ等差アリ因テ現行ノ通りトス